

《 論 説 》

被疑者勾留の必要性についての一考察

——勾留の必要性判断と身柄拘束回避の必要性——

松田 正照

目次

はじめに

- 一 被疑者勾留の要件と勾留の必要性判断
 - 二 勾留による「公益的な利益」と被疑者が被る「不利益」
 - 三 勾留の理由と勾留の必要性の関係
 - 四 最高裁平成26年決定および平成27年決定
- 結びに代えて

はじめに

近時、勾留請求の却下率が上昇傾向にある。後掲の勾留請求にかかる一覧表から分かるように、簡易裁判所および地方裁判所における2014年（平成26年）の勾留請求却下率はともに2003年（平成15年）のその約9倍となっているが、このような勾留請求却下率の上昇は、保釈率の上昇と対応している。

この点で、松本芳希判事が、裁判員制度施行の3年前（平成18年（2006年））に、保釈の運用の改善を提言した⁽¹⁾ことが保釈率の上昇に大きな影響を与えていると思われる。すなわち、平成15年（2003年）の保釈率は、地裁12.6%、簡裁4.9%であり、これを底として、それ以降は上昇に転じ、松本判事の論稿が公表された平成18年には地裁で15.0%、簡裁で7.1%となり、平成26年（2014年）の保釈率は、地裁25.3%、簡裁12.5%となっているのである⁽²⁾。

(1) 松本芳希「裁判員裁判と保釈の運用について」ジュリスト1312号（2006年）128頁。

(2) 保釈率の算出にあたっては、裁判所ホームページ（<http://www.courts.go.jp/>）で公開されている各年の「令状事件の結果区分及び令状の種類別」をもとにした。

松本判事は、上記の提言のなかで、裁判員制度の下では連日的開廷が原則となり（刑訴法281条の6第1項参照）、集中審理が必要となるので、被告人と弁護人が十分な意思疎通を図って訴訟準備をしなければならなくなり、このことは被告人の保釈の必要性を高めることになるとした⁽³⁾。先に示したように、松本判事の提言後、保釈率の上昇は顕著となったが⁽⁴⁾、この点で、松本判事による以上の指摘は、「誠に時宜を得て正鵠を射たものであり、これに呼応するように、全国の裁判実務において、保釈の積極的かつ弾力的な運用が推し進められ、……近時の運用となって結実した」⁽⁵⁾とされている。

また、裁判員裁判対象事件については、公判前整理手続（刑訴法316条の2ないし32）が必要的とされているところ（裁判員法49条）、同手続が導入されたことが保釈率の上昇につながっているという指摘もある。たとえば、「公判前整理手続及び裁判員裁判のもとにおいて、争点及び証拠が早期に確定し、公判、評議、判決の重点が争点を中心にした訴因事実の存否と量刑上重要な事実についての判断に置かれ、判決書もその判断にとって重要な争点にポイントを絞った平易かつ簡潔なものになるよう求められてきた」⁽⁶⁾とされ、このような事情により、刑訴法89条4号は、権利保釈の除外事由として、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」があることを挙げているところ、罪証隠滅の対象として原則的に考慮されるべき事実の範囲が、従前の運用と比較すると相対的に縮小し、後述する罪証隠滅の主観的可能性と客観的可能性が格段に低くなるという見方が示されている⁽⁷⁾。

(3) 松本・前掲注(1)147頁。この点で、小野正典「裁判員裁判1年の課題と展望——弁護人の立場から」刑事法ジャーナル24号(2010年)18頁は、裁判員制度の実施と保釈率の上昇との関連を指摘している。

(4) 大阪地裁では、「平成16年以降、保釈請求却下に対する準抗告申立件数の方が保釈許可に対する準抗告申立件数よりも圧倒的に多い状態であったが、平成19年に至ってその件数は逆転し、現在では、保釈許可に対する準抗告申立件数の方が多い状況にある」ことが示されている。長瀬敬昭「被告人の身柄拘束に関する問題(1)」判例タイムズ1300号(2009年)69頁。

(5) 三好幹夫「保釈の運用」高麗邦彦＝芹澤政治『令状に関する理論と実務(別冊判例タイムズ35号)』(判例タイムズ社、2012年)9頁。

(6) 田中康郎「勾留と保釈」井上正仁＝酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』(有斐閣、2013年)135頁。

ところで、勾留請求却下率上昇の原因としては、裁判官の勾留審査が厳格化になっていることが現職裁判官により指摘されているが⁽⁸⁾、審査の厳格化には、以上のような保釈実務における問題意識——身柄拘束回避の必要性——が裁判官の間で共有され、それが被疑者の勾留に関する解釈・運用にも活かされているとの見方も成り立つであろう。すなわち、「被疑者勾留が公訴提起により被告人勾留となることから、まずは、被疑者勾留が適正に運用されていることが重要である」⁽⁹⁾と、公訴提起後における被告人と弁護人との十分な意思疎通を実現するためにも、身柄拘束の「入り口」にあたる被疑者の勾留についても厳格な審査が要求されるということになろう。

後掲の勾留請求にかかる一覧表をみると、裁判員制度の施行が迫るにつれて、保釈率と同様に、勾留請求却下率も上昇していることが分かるが、このことは「身柄拘束回避の必要性」が起訴前の段階にも当てはまるということが裁判官の間で認識されるようになっていったことの表れであるとみることもできるであろう。

以上のように、保釈実務の運用改善および勾留審査の厳格化が指摘されるなかで、近時、最高裁は、後述する平成26年決定および平成27年決定で、被疑者の勾留の必要性を否定する判断を示した。後述するように、被疑者勾留の審査実務においては勾留の必要性判断が勾留の可否を決するにあたり重要な意味を持つとされる。そこで、本稿では、実務における勾留の必要性判断の在り方を踏まえ、以上の2つの最高裁決定をみて、「身柄拘束回避の必要性」

(7) 田中・前掲注(6)135頁。松本判事も「公判前整理手続を経由することによって争点・証拠の整理が早期に確定することは、事実上の効果として、罪証隠滅の余地を相対的に減少させることになる」としている。松本・前掲注(1)149頁。

(8) 安藤範樹「勾留請求に対する判断の在り方について」刑事法ジャーナル40号(2014年)12頁。この点で、安藤判事は、「覚せい剤事犯のような勾留される確率の高い事案の増減の影響は否定できないから、それが顕著なものであれば、〔勾留請求却下率上昇の〕原因の1つとして考えることができる」が、「平成23年以降に限っては入管法違反は相当に減少している」ものの、「そのほかは覚せい剤事犯を含めて増減に顕著なものは見られない」として、特定の犯罪の増減では、勾留請求却下率の上昇は説明できないとしている。安藤・前掲12頁。

(9) 安藤・前掲注(8)12頁。

の認識が被疑者勾留の可否を判断する場面において具体的にどのような形で表れているのかをみてみたい。

簡易裁判所

区分 年次	請求	勾留状発付	請求却下 (請求取下げ)	請求却下率(*)
平成15年	75,010	74,899	103 (8)	0.14%
平成16年	77,136	76,990	128 (0)	0.17%
平成17年	78,690	78,548	133 (9)	0.17%
平成18年	79,632	79,431	196 (5)	0.25%
平成19年	75,618	75,354	257 (7)	0.34%
平成20年	74,068	73,742	317 (9)	0.43%
平成21年	78,251	77,893	342 (16)	0.44%
平成22年	75,833	75,445	384 (4)	0.51%
平成23年	72,598	72,114	450 (34)	0.62%
平成24年	72,759	72,342	407 (0)	0.56%
平成25年	70,770	70,215	550 (5)	0.78%
平成26年	70,768	69,893	863 (11)	1.22%

地方裁判所

区分 年次	請求	勾留状発付	請求却下 (請求取下げ)	請求却下率(*)
平成15年	73,872	73,434	433 (5)	0.59%
平成16年	74,837	74,214	621 (2)	0.83%
平成17年	73,755	73,172	578 (5)	0.78%
平成18年	68,511	67,664	843 (4)	1.40%
平成19年	61,609	60,510	1,096 (3)	1.78%
平成20年	56,649	55,527	1,119 (3)	1.98%
平成21年	51,075	49,899	1,162 (14)	2.28%
平成22年	47,456	46,189	1,264 (3)	2.66%
平成23年	45,267	43,988	1,277 (2)	2.82%
平成24年	47,025	45,289	1,734 (2)	3.69%
平成25年	45,028	43,268	1,758 (2)	3.90%
平成26年	44,571	42,306	2,264 (1)	5.08%

* 請求却下率 = 勾留請求却下件数 ÷ (全勾留請求件数 - 勾留請求取下げ件数)

以上の一覧表は、平成15年から平成26年までの「令状事件の結果区分及び令状の種類別」(前掲注(2)参照)をもとに作成した。

なお、作成にあたっては、安藤・前掲注(8)12頁にある勾留請求却下率の一覧表を参考にした。

一 被疑者勾留の要件と勾留の必要性判断

まず、被疑者の勾留の要件についてみておこう。刑訴法では被告人の勾留に関する規定が被疑者の勾留にも準用されており、勾留の実体的要件は被告人と被疑者とで同じである⁽¹⁰⁾。

刑訴法60条1項は、被告人に、「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」(犯罪の嫌疑の相当性)が認められ、かつ「定まった住居を有しない」こと(住居不定)(1号)、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」こと(以下、「罪証隠滅のおそれ」⁽¹¹⁾とする)(2号)、および「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある」こと(以下、「逃亡のおそれ」とする)(3号)のうち、少なくとも1つが認められる場合に、裁判所は被告人を勾留することができるとしている。このように、被告人に犯罪の嫌疑の相当性があり、かつ住居不定、罪証隠滅のおそれ、または逃亡のおそれのうち、少なくとも1つの事情が認められることを「勾留の理由」という。

この点で、刑訴法60条1項は「勾留の理由」のみをその要件としているようにみえるが、87条1項が、裁判所は「勾留の必要」がなくなったときは、被告人の勾留を取り消さなければならないとしていることから、「勾留の必要性」も勾留の要件である——当初から必要性が認められないときは勾留状を発すべきではないからである⁽¹²⁾⁽¹³⁾——とするのが通説および実務の運用である⁽¹⁴⁾。

(10) なお、被疑者勾留の被告人勾留と異なる点としては、①勾留請求は検察官によって行われること(刑訴法204条1項、205条1項)、②勾留の裁判は、裁判所ではなく裁判官が行うこと(207条)、③勾留期間が原則10日と被告人勾留の場合と比べて短期であること(208条1項)、④保釈が認められないこと(207条1項但書)、そして⑤逮捕前置主義が妥当すること(207条1項本文)などが挙げられる。

(11) 罪証隠滅・逃亡の「相当な理由」のことを「おそれ」と称することは、捜査機関の主観的危惧感に由来する「抽象的なおそれ」など、罪証隠滅・逃亡の可能性が極めて低いものも含みうるとして、「おそれ」という文言は用いるべきではないとする見解がある。福島至「最高裁第一小法廷平成26年11月17日決定の射程」季刊刑事弁護83号(2015年)31頁。本稿においては、これまでの用例にならない、「相当な理由」を「おそれ」と称するが、それは「抽象的なおそれ」で足りるとする趣旨ではない。

そして、60条1項は207条1項により被疑者の勾留にも準用されているので、被疑者の勾留についても、以上の勾留の理由と勾留の必要性がその要件となり、検察官から被疑者の勾留の請求を受けた裁判官は勾留の理由とあわせて勾留の必要性についても判断することになる。

では、勾留の必要性とはどのような内容であり、そしてそれはどのようにして判断されるのであろうか。まず、勾留の必要性とは、勾留の「相当性」のことであるとされ、相当性のない場合に勾留は認められないというように、それは阻却的に働くとされる⁽¹⁵⁾。このような勾留の相当性は、被疑者・被告人を勾留することによる「公益的な利益」と、これによって被疑者・被告人が被る「不利益」（個人的事情）とを比較衡量して総合的に判断される⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾。

すでに述べたように、勾留の必要性は勾留の理由と並んで勾留の要件とされているものの、60条1項各号の事由が勾留の必要性がある場合の類型を示したものであるとされ⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾、上でみたように、勾留の必要性はその相当性がない場

(12) 団藤重光編『法律実務講座刑事編第2巻総則(2)』（有斐閣、1953年）219頁〔井上文夫〕、下村幸雄「勾留の必要性」佐伯千鶴編『生きている刑事訴訟法』（日本評論社、1965年）56頁、新関雅夫ほか『増補令状基本問題上』（判例時報社、1996年）104頁〔佐々木史朗〕など。

(13) なお、87条1項につき、「勾留の理由と必要の区別は、観念的には十分なりたち得るが、実際には困難である。否むしろ、勾留の理由があつてその必要のない場合は、実際には殆ど考えられない」として、「このような明確に区別できない取消原因が併記されることになったのは、立法上の過誤である」とする見解もあった。小野清一郎ほか『ポケット註釈全書刑事訴訟法(上)〔新版〕』（有斐閣、1986年）207頁〔横井大三〕。

(14) 野間洋之助「勾留の必要性」判例タイムズ296号（1973年）148頁、武林仁美「勾留の必要性」高麗邦彦＝芹澤政治編『令状に関する理論と実務（1）（別冊判例タイムズ34号）』（判例タイムズ社、2012年）120頁。

(15) 後藤昭＝白取祐司編『新・コンメンタール刑事訴訟法〔第2版〕』（日本評論社、2013年）497頁〔多田辰也〕。田宮裕『刑事訴訟法（新版）』（有斐閣、1996年）83頁も参照。

(16) 野間・前掲注(14) 148頁、村瀬均「勾留——裁判の立場から」三井誠ほか編『新刑事手続Ⅰ』（悠々社、2002年）248頁以下、裁判所職員総合研修所監修『令状実務〔再訂補訂版〕』（司法協会、2009年）65頁、河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法第2巻〔第2版〕』（青林書院、2010年）36頁〔川上拓一〕、安藤・前掲注(8) 16頁など参照。

(17) なお、東京地決昭和45年8月1日判例タイムズ252号238頁は、勾留の取消しの可否が争われた事案において、以上のような勾留の必要性判断の方法を示している。

(18) 野間・前掲注(14) 148頁、新関ほか・前掲注(12) 105頁〔佐々木〕。

合にそれが阻却されるといういわば消極的な判断方法によってその有無が判断されることから⁽²⁰⁾⁽²¹⁾、勾留の理由が存在すれば勾留の必要性も通常は推定されるとされている⁽²²⁾。

しかし、そのような推定がなされるとはいても、必要性判断の方法が必要性を認める事情の有無を検討するというのではなく、必要性を阻却する事情（必要性阻却事由）の有無を検討するということであって、必要性の推定により、裁判官の必要性審査の義務が軽減されるということにはならない⁽²³⁾⁽²⁴⁾。

ところで、罪証隠滅の「おそれ」があるとするには、その「おそれ」は「罪証隠滅の単なる抽象的可能性では足りず、罪証を隠滅することが、何らかの具体的な事実によって蓋然的に推測されうる場合でなければならない」⁽²⁵⁾とされており、またこのことは逃亡の「おそれ」の判断についてもあてはまるとされているが⁽²⁶⁾、それらのおそれについては、将来の予測であることからその判断が困難であることが指摘されていた⁽²⁷⁾。最近の現職裁判官の論稿においても、「罪証隠滅や逃亡のおそれについては、将来のことゆえ不確定で、特に捜査の初期段階にあっては予測が困難」⁽²⁸⁾であるとされ、そしてこのような判断の困難性ゆえに、「これらのおそれが比較的低いと考えられる場合でも、勾留の理

(19) この点で、かつては犯罪の嫌疑の相当性があることを「狭義の」勾留の理由、60条各号の事由があることを「勾留の必要」とし、そして「狭義の」勾留の理由と「勾留の必要」——60条1項各号の事由——をあわせて「広義の」勾留の理由とする見解があった。平野龍一『刑事訴訟法 法律学全集43』（有斐閣、1958年）99頁以下。このような見解が示されたのには、上で述べたように、60条1項各号は、勾留の必要がある典型的な場合を規定したものであるという理解があったからだと思われる。中島卓見「勾留及び保釈に関する諸問題の研究」司法研究報告書8輯9号（1957年）161頁参照。

(20) 野間・前掲注（14）148頁。

(21) この点で、住居不定であっても確実な身柄引受人がいることが、勾留の必要性がない場合の典型とされるのは、確実な身柄引受人がいることが勾留の必要性阻却事由になるということである。東京地決昭和43年5月24日判例タイムズ222号242頁参照。

(22) 西村好順『勾留・保釈に関する準抗告の研究』（法曹会、1972年）195頁、新関ほか・前掲注（12）105頁〔佐々木〕、村瀬・前掲注（12）249頁。

(23) 野間・前掲注（14）148頁以下。平野龍一『捜査と人権——刑事法研究 第3巻』（有斐閣、1981年）17頁も参照。

由についてはあると判断した上で、おそれの程度を勾留の必要性判断の中で考慮する」⁽²⁹⁾ことが実務においてはしばしば行われているとされる⁽³⁰⁾。このような実務の在り方を踏まえると、被疑者の身柄拘束に対する司法的抑制として、勾留の必要性判断の果たす役割は大きいと思われる⁽³¹⁾。

(24) この点で、団藤重光『新刑事訴訟法綱要〔七訂版〕』（創文社、1967年）344頁は、「裁判官は捜査の全体内容を知ることは困難であるから、処分の必要性を認定するについては、捜査機関の意見を十分に考慮しなければならないのは当然であり、あきらかに必要のないばあいにかぎって勾留の請求を却下することができるものと解しなければならない」とし、そして青柳文雄『五訂刑事訴訟法通論上巻』（立花書房、1976年）398頁は、裁判官が勾留請求を却下することができるのは、明らかに必要がない場合のほか、勾留請求が濫用と認められる場合であるとしている。近時においても、伊藤栄樹ほか『注釈刑事訴訟法〔新版〕』（立花書房、1996年）130頁以下〔藤永幸治〕および河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法第4巻〔第2版〕』（青林書院、2012年）348頁〔渡辺咲子〕が、以上のような見解を示している。これらの見解は、勾留の必要性判断のあり方を逮捕の場合における必要性判断のそれと同様にとらえ（刑訴規則143条の3参照）、裁判官による必要性判断の余地を限定的にとらえているといえよう。

しかし、逮捕に比して勾留による身柄拘束期間は長期であるので、逮捕の場合よりも勾留についてはその可否につき厳格な審査が要求されることから、勾留の必要性判断の余地を逮捕の場合と同様に限定的にとらえる以上のような見解は妥当とはいえない。緑大輔「被疑者・被告人の身体拘束——特別部会の調査審議の結果をうけて」法律時報86巻10号（2014年）41頁参照。

なお、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の審議において、身柄拘束の必要性についての次のような運用指針規定を設けるべきだとの意見があった。

「勾留又は保釈の裁判においては、被告人又は被疑者の身体を拘束する必要性の程度並びにその身体を拘束することにより被告人又は被疑者が受けるおそれのある不利益の内容及び程度その他の事情を考慮して相当と認める場合に限り、その身体を拘束を継続することができる」。「特別部会第1作業分科会青木和子意見」（<http://www.moj.go.jp/content/000118755.pdf>, 2016年6月30日最終閲覧）。

しかし、以上の運用指針規定の導入は、裁判官による勾留の必要性判断を限定的にとらえる前述の見解を否定することになるという理由で見送られた。「特別部会第28回会議事録」32頁以下〔保坂和人〕（<http://www.moj.go.jp/content/000125800.pdf>, 2016年6月30日最終閲覧）。

(25) 大阪地決昭和38年4月27日下刑集5巻3 = 4号444頁。山中紀行「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」判例タイムズ296号（1973年）138頁も参照。

(26) 小林謙介「逃亡すると疑うに足りる相当の理由」高麗 = 芹澤編・前掲注（14）114頁。

(27) 寺尾正二「刑訴第60条論——勾留裁判官の嘆息」法曹時報13巻9号（1961年）18頁、野間・前掲注（14）149頁、山中・前掲注（25）138頁参照。

(28) 武林・前掲注（14）120頁。

(29) 武林・前掲注（14）120頁。

すでにみたように、勾留の必要性は、勾留することによる「公益的な利益」と、これによって被疑者が被る「不利益」（個人的事情）とを比較衡量することによって総合的に判断されるが、そこで次に比較衡量の対象となる「公益的な利益」と被疑者が被る「不利益」とはそれぞれ何を意味するのかをみてみたい。

二 勾留による「公益的な利益」と被疑者が被る「不利益」

（1）起訴前勾留の目的と勾留による「公益的な利益」

先にみたとおり、刑訴法は勾留の要件のうち勾留の理由として、罪証隠滅のおそれと逃亡のおそれをそれぞれ挙げている⁽³²⁾ことから、罪証隠滅の防止と逃亡の防止がそれぞれ勾留の目的であることは明らかである⁽³³⁾。問題は、罪証隠滅の防止および逃亡の防止がそれぞれどのような意味をもつか——特に被疑者勾留の場合——ということである⁽³⁴⁾。

便宜上、逃亡の防止からみてみよう。逃亡とは、被疑者・被告人が刑事訴追

(30) この点で、寺尾・前掲注(27) 21頁は、「罪証隠滅や逃亡のおそれは実務的にみて不明確である上に、捜査の初期の段階では捜査機関としてもそのような判断を裁判官に求める資料に乏しく、にもかかわらずこれを予め疎明しなければ勾留請求ができないとするのは、いわば無理難題とも考えられる。……このような実務の實踐に立って運用上の具体的基準を求めようとするならば、端的にいて、罪証隠滅又は逃亡のおそれのない場合を除外し、これ以外はすべて罪証隠滅又は逃亡の『相当な理由』があると断定してよい」としている。

(31) 熊谷弘ほか編『捜査法大系Ⅱ——勾留・保釈』（日本評論社、1972年）52頁〔篠田省二〕参照。この点で、野間・前掲注(14) 148頁は、「司法的抑制の職責を負わされている裁判官としては、必要性の推定にたやすく頼り、必要性が阻却されるかどうかの判断を怠るということは許されない」としている。

(32) この点で、住居不定も、逃亡と同様に「所在不明」となる場合の類型ととらえることができよう。田宮裕編『刑事訴訟法Ⅰ——捜査・公判の現代的展開』（有斐閣、1975年）224頁〔豊吉彬〕。そして、住居不定か否かの判断は、被疑者の生活状態がそれにあたるか否かという択一的な判断であり、それほど問題とならないとされているので（安藤・前掲注(8) 13頁）、本稿ではもっぱら「罪証隠滅のおそれ」と「逃亡のおそれ」についてみてみることにする。

(33) 寺尾・前掲注(27) 5頁、松尾浩也監修『条解刑事訴訟法〔第4版〕』（弘文堂、2009年）144頁参照。

(34) 川出敏裕『別件逮捕・勾留の研究』（東京大学出版会、1998年）20頁参照。

や刑の執行を免れる目的で捜査機関または裁判所に対して所在不明になることをいう⁽³⁵⁾とされている。以上のように解される逃亡を防止するということは、被告人の場合であれば所在不明になることを防止して公判廷への出頭を確保し、さらには有罪判決が言い渡された場合にそなえて刑の執行を確保するというを目的としているといえようが⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾、被疑者の勾留の場合はどうであろうか。すなわち、被疑者の勾留も被告人の場合と同様に——被疑者が起訴されて被告人となった場合にそなえて——公判廷への出頭確保および刑の執行確保

(35) 松尾監修・前掲注(33)151頁参照。

(36) 新聞ほか・前掲注(12)254頁〔神垣英郎〕参照。

(37) この点で、無罪推定原則から、刑の執行確保は勾留(未決拘禁)の目的には含まれないとする見解がある。多田元「勾留の必要性論——起訴前の勾留について」青年法律家協会裁判官部会編『刑事実務の研究』(日本評論社、1971年)147頁、福井厚「未決勾留に関する一考察」『吉川経夫先生古稀祝賀論文集——刑事法学の歴史と課題』(法律文化社、1994年)408頁、村井敏邦「無罪推定原則の意義」『光藤景皎先生古稀祝賀論文集上巻』(成文堂、2001年)11頁以下、豊崎七絵「未決拘禁は何のためにあるか——未決拘禁制度の抜本的改革を展望するための基本的視覚」刑事立法研究会編『代用監獄・拘置所改革のゆくえ——監獄法改正をめぐって』(現代人文社、2005年)14頁以下参照。

また、小田中聰樹「刑法改正の二つの動きと問題点」法律時報65巻5号(1993年)4頁は、「逮捕・勾留が、将来確定するかもしれない自由刑の執行の確保に役立つことはあるとしても、それはあくまで副次的、附随的な効果にすぎないのであって目的ではない。逮捕・勾留の目的は裁判所への出頭の確保(および罪証隠滅の防止)という審判遂行上のものなのである」としている。

しかし、刑訴法1条における刑罰法令の適用実現というのは、刑事手続を通じて真実を解明するだけにとどまらず、そのうえで被告人が有罪である場合には、宣告された刑を執行することを前提としており、そうであるとすれば、「手続の保全のためには、刑訴法に基づき被疑者・被告人の権利を制限することができるのに、その手続の最終的な目的の1つであるところの刑の執行の保全のためには、それができないというのは背理である」とする見解が妥当であろう。川出敏裕「無罪の推定」法学教室268号(2003年)33頁。したがって刑の執行確保も勾留の目的に含まれると考える。この点で、後藤昭「未決拘禁法の基本問題」福井厚編『未決拘禁改革の課題と展望』(日本評論社、2009年)3頁は、未決拘禁制度の立法論的な観点から、「刑の執行確保も未決拘禁の目的となりうることを認めた上で、それが許されるための嫌疑の程度や、未決拘禁が刑罰の先取りあるいは、刑罰に付加される制裁として働かないための条件を厳密に考えるのが、合理的であろう」としている。

なお、判例も「『勾留』の目的は審判のためにのみ被告人の身柄を保全するものではなく、判決の効力すなわちその執行確保の目的をも有するものである」としている。最決昭和25年3月30日刑集4巻3号457頁。

が勾留の目的となるのか、それとも被疑者の場合にはさらに別の目的——特に捜査上の必要（取調べの必要）——を持ちうるのかということである。

この点で、現行刑法は、旧法以前にあった被告人・被疑者の訊問を廃止し、当事者主義訴訟構造を強化しているとして、取調べのための身柄拘束を認めないのが通説的理解である⁽³⁸⁾。したがって、このような理解によれば、逃亡の防止は、被疑者を捜査に協力させ取調べをして自白を得るためではなく、あくまで被疑者の場合も被告人と同様に——将来、起訴されて被告人となった場合にそなえて——、公判廷への出頭を確保し、そして——最終的に有罪判決が言い渡された場合にそなえて——刑の執行を確保することを目的としているといえよう⁽³⁹⁾。

次に、罪証隠滅の防止についてみてみよう。罪証隠滅のおそれとは証拠に対する不正な働きかけによって、終局的判断を誤らせたり捜査や公判を紛糾させたりするおそれのことをいう⁽⁴⁰⁾とされている。このような理解からすると、罪証隠滅の防止は、被疑者についていえば、証拠に対する不正な働きかけを防いで、将来の公判審理の紛糾を防ぐこと——被告人の場合はこれのみが目的となるが——だけでなく、捜査の紛糾防止を図ることもその目的としているといえよう⁽⁴¹⁾。

以上をまとめると、被疑者勾留の目的としては、①証拠に対する不正な働きかけを阻止して、捜査および将来の公判審理の紛糾を防止すること、②逃亡により所在不明となることを防止して将来における公判廷への出頭を確保すること、そして③最終的に有罪判決が言い渡された場合にそなえて刑の執行を確保することが挙げられよう⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾。

そして、被疑者勾留の目的を以上のようにとらえるならば、勾留による「公益的な利益」とは、①捜査・公判審理の紛糾を防止してそれらを円滑にするこ

(38) 田宮編・前掲注(32)220頁〔豊吉〕。後藤・前掲注(37)5頁も参照。

(39) 川出・前掲注(34)61頁参照。

(40) 松尾監修・前掲注(33)148頁。

(41) 川出・前掲注(34)61頁参照。

と、②被疑者の身柄を確保することによって将来における公判審理の実現を確実にすること、そして③最終的に有罪判決が言い渡されたときのために刑の執行を確保することになる⁽⁴⁴⁾。

- (42) 新関ほか・前掲注(12) 258頁〔神垣〕、裁判所職員総合研修所監修・前掲注(16) 64頁参照。
 なお、大淵敏和「未決勾留について」植村一郎判事退官記念論文集『現代刑事法の諸問題〔第2巻第2編実践編〕』（立花書房、2011年）5頁以下は、訴訟状態の変化に応じて、未決勾留の目的を考察し、被疑者勾留の場合は、それは捜査機関による起訴に向けた活動のために行われ、捜査対象である被疑者の確保と証拠の収集を目的とするものであるから、被疑者の身柄の保全と証拠の保全を専ら目的としており、被疑者勾留において、刑の執行確保の目的は希薄であるとしている。ただ、希薄ではあるとしても、被疑者が将来起訴されて有罪判決を言い渡される可能性がある以上は、刑の執行確保も被疑者勾留の目的とすることができよう。
- (43) さらに、再犯の防止も勾留の目的に含まれるとする見解がある。この見解は、刑訴法89条2号および3号は再犯の防止という刑事政策的な理由から権利保釈の除外事由を定めたものであるとして、罪証隠滅・逃亡の防止のみならず、再犯の防止も勾留の目的に含まれるとする。辻辰三郎「勾留に関する諸問題」出射義夫＝辻辰三郎『総合判例研究叢書——刑事訴訟法(2)』（有斐閣、1957年）108頁。平場安治『改訂刑事訴訟法講義』（有斐閣、1955年）272頁も、勾留は「被告人の逃亡及び証拠湮滅を防止するのが、その主要な目的」であるが、「被告人の再犯防止という刑事政策的な目的も副次的に考えることが出来る」としている。青柳・前掲注(24) 547頁も参照。
 しかし、勾留の目的に再犯防止が含まれるとすることは、予想される、別の犯罪を理由として勾留することになり、また無罪推定原則により禁止される刑の事前執行を認めることに等しいので理論的には妥当とはいえないであろう。田宮編・前掲注(32) 220頁〔豊吉〕、多田・前掲注(37) 147頁参照。平野・前掲注(23) 24頁、後藤・前掲注(37) 6頁も参照。
 この点で、兒島武雄「勾留・保釈と再犯の防止」青年法律家協会裁判官部会編・前掲注(37) 41頁は、「逃亡・証拠隠滅の防止を目的とする勾留は、一面、現実的に再犯防止の機能や効果をもって、それはオカシイことではないが、あくまで「再犯防止は、勾留の反射的な効果に過ぎない」のであり、「再犯防止の効果があるからといって、それが勾留の目的であるかのように考えることはできないであろう」としている。
 なお、89条2号および3号の事由は逃亡のおそれが認められる場合と理解することもできるであろう。豊崎・前掲注(37) 18頁、大久保隆志『刑事訴訟法』（新世社、2014年）104頁参照。また、同条5号についても再犯防止を目的として権利保釈の除外事由としたとする見方もあるが、5号の事由は罪証隠滅の一態様を示したものととらえることができよう。豊崎・前掲注(37) 18頁、河上和雄ほか編『第3コンメンタール刑事訴訟法第2巻〔第2版〕』（青林書院、2010年）173頁〔川上拓一〕。
- (44) この点で、元裁判官の川上拓一教授は、勾留による「公益的な利益」を「刑事裁判権の行使」と端的に表現している。石丸俊彦ほか『刑事訴訟の実務(上)〔三訂版〕』（新日本法規、2011年）331頁〔川上拓一〕。

（２）被疑者が被る「不利益」

次に、もう一方の、比較衡量の対象となる、被疑者の被る「不利益」について具体的にみてみよう。被疑者は勾留された場合、10日間身柄を拘束されることとなる（208条1項）（勾留の延長が認められた場合はさらに10日間——特定犯罪については、さらに5日間——身柄を拘束されることになる（208条2項、208条の2））。このように逮捕のときと比べて身柄拘束期間が長いので、勾留された被疑者には種々の「不利益」が生じる可能性があるが、勾留の可否を決する際に考慮される「不利益」としては次のようなものが挙げられる。

まず、①勾留による被疑者の健康状態への影響である。たとえば、被疑者が病気で、勾留されることによって生命に危険が生じ、または病状悪化のおそれがある場合や被疑者が高齢である場合などである⁽⁴⁵⁾。次に、②勾留されることが被疑者の人生に大きく関わる場合が挙げられる。たとえば、就職や試験などを控えていて、勾留された場合に回復することができない不利益が被疑者に生じる場合などである⁽⁴⁶⁾。そして、③被疑者の家族など第三者に著しい不利益が生じる場合が挙げられる。たとえば、被疑者本人には不利益は生じないとしても、被疑者に老齢、幼年または重病の家族がいて、被疑者がそれらの家族を看護・保護しなければならない立場にあるときは、被疑者の勾留によりこれらの家族の生活に重大な支障が生じてしまうので、このような事情があることも勾留の必要性判断の際に考慮されることになる⁽⁴⁷⁾。

三 勾留の理由と勾留の必要性の関係

（１）勾留の必要性判断における勾留の理由の役割

勾留の理由と勾留の必要性とは、先に述べた通り、勾留の理由がある場合には勾留の必要性もあると推定されるので、両者には相関関係があるとされている⁽⁴⁸⁾。したがって、勾留の理由の程度——罪証隠滅・逃亡の可能性の程度

(45) 野間・前掲注(14) 151頁。

(46) 野間・前掲注(14) 151頁。

(47) 野間・前掲注(14) 151頁。

——が勾留の必要性の判断に影響することになる。すなわち、勾留の理由が強く認められる——罪証隠滅・逃亡の可能性が高い——ということであれば、その分先にみた勾留による「公益的な利益」——①円滑な捜査・公判審理、②公判審理の確実な実現および③刑の執行の実現——が害される可能性が高いと考えられ、勾留の必要性が認められる方向に傾くのに対し、勾留の理由の程度が低いということであれば、その逆ということになり、勾留の必要性が否定される方向に傾くのである。

では、勾留の理由の程度はどのようにして判断されるのであろうか。この点、それは勾留の理由の有無の判断方法と同様であるとされる。すなわち、罪証隠滅・逃亡のおそれの有無を判断する際の事情が、これらのおそれの程度の判断における考慮要素ともなるのである⁽⁴⁹⁾。

そこで、次に勾留の理由の有無に関する事情をみて、それらによって勾留の理由の程度がどのように判断されるのかをみてみよう。

(2) 罪証隠滅の「おそれ」に関する事情と「おそれ」の程度

まず、勾留の理由のうち罪証隠滅のおそれに関する事情をみてみよう。先に述べたとおり、罪証隠滅のおそれとは証拠に対する不正な働きかけによって、終局的判断を誤らせたり捜査や公判を紛糾させたりするおそれのことをいうが、「証拠に対する不正な働きかけ」には、物証の破棄・隠匿だけでなく、共犯者との通謀、証人（参考人）との通謀または証人（参考人）への圧迫も含まれる⁽⁵⁰⁾。

罪証隠滅のおそれの有無を判断する際に、具体的に検討すべき事情として、罪証隠滅の対象、罪証隠滅の態様、罪証隠滅の余地（客観的可能性および実効性）、そして罪証隠滅の主観的可能性がそれぞれ挙げられている⁽⁵¹⁾。すなわ

(48) 安藤・前掲注(8) 13頁。

(49) 武林・前掲注(14) 120頁。

(50) 松尾監修・前掲注(33) 148頁。

(51) 松尾監修・前掲注(33) 150頁。

ち、罪証隠滅のおそれがあるとされるには、被疑者に罪証隠滅の意図が認められること——罪証隠滅の主観的可能性——だけでなく、想定される罪証隠滅の対象および態様から、罪証隠滅が客観的に可能であり、実効性を有していること——罪証隠滅の客観的可能性・実効性——が必要とされるのである⁽⁵²⁾。これらは①事案の軽重、②事案自体の性質、③捜査の進展状況、そして④被疑者の供述態度をもとに検討されることになる⁽⁵³⁾。

まず、①事案の軽重からは次のことがいえよう。すなわち、重大な事案であれば、重い刑が予想されるので、処罰を免れようとして罪証隠滅をする意図があると判断されやすい。反対に、軽微な事案であれば、軽い刑が予想されるので、罪証隠滅の動機が弱く、したがって罪証隠滅の意図は認められにくいであろう⁽⁵⁴⁾⁽⁵⁵⁾。このように、重大な事案の場合には、罪証隠滅の主観的可能性が高

(52) 松尾監修・前掲注(33)148頁以下。

(53) 増尾崇「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」高麗＝芹澤編・前掲注(14)109頁以下参照。武林・前掲注(14)120頁以下も参照。

(54) もっとも、事案の軽重は、犯罪の種類だけでなく、具体的事案における犯行の動機、態様、結果、被害者側の事情(過失・落ち度)、および被疑者の犯歴などを総合して判断されることになる。野間・前掲注(14)149頁。この点で、法定刑自体は軽い場合でも、被疑者の社会的地位から、被疑者が当該犯罪行為に出たことが重要な意味をもつ場合には、罪証隠滅のおそれが認められることにもなる。増尾・前掲注(53)110頁。

(55) この点で、裁判例として次のようなものがある。東京地決昭和30年8月16日判例時報57号4頁は、罪証隠滅・逃亡のおそれがあるとは認め難いとしたうえで、「仮りに一步を譲り、本件の被疑者等についてはなお罪証をいん滅する虞があると認めるのが相当であるとしても刑事訴訟法第60条第1項各号の事由中罪証いん滅の虞の点のみに関する限りにおいては、本件はいわゆる形式犯であり、それ自体重大な犯罪とは到底いえないのであって、この点を考慮すれば、本件についてはいわゆる勾留の必要があるとはいい難いものと史料される」とした。

次いで、東京地決昭和39年6月27日法曹時報17巻5号32頁は、罪証隠滅のおそれを否定することができないとしながらも、「被疑者の前科経歴をみると、従来この種の事案〔売春防止法違反および道路交通法違反〕についてさほど多額の罰金刑に処せられていることは認められないこと、従って将来予想される本件処罰の程度等諸般の事情を総合すると、本件の具体的事案について、必ずしも勾留の必要性が認められないとして勾留の請求を却下した原決定を取り消し、敢て、被疑者を勾留しなければならないほどの積極的な必要性は認め難い」とした。

以上いずれの決定も、軽微事案であることから、罪証隠滅のおそれの程度が低い——前掲東京地決昭和30年8月16日はそもそも罪証隠滅・逃亡のおそれの存在自体を疑問としているが——ことを理由に勾留の必要性を否定したものといえよう。

いとされやすいことから、「公益的な利益」——捜査・公判審理の円滑な実施——が害される可能性が高いといえるのに対し、軽微事案の場合にはそのような可能性が低いことから⁽⁵⁶⁾、「公益的な利益」が害される可能性も低いということになろう⁽⁵⁷⁾。

②の事案自体の性質については次のことがいえよう。たとえば、警察官による現行犯逮捕の場合や被疑者に容易に連絡のとれる関係者がいないような場合であれば、罪証隠滅の主観的可能性があったとしても、その客観的可能性ないし実効性がほとんどない——罪証隠滅対象となる証拠に対する不正な働きかけをする余地がほとんどない（前者のような場合であれば罪証隠滅の対象との関係で罪証隠滅の実効性がないし、後者のような場合であれば、罪証隠滅の態様が想定できない）——といえるので、捜査および将来の公判審理において支障が生じる可能性が低いといえよう⁽⁵⁸⁾。

③の捜査の進展状況については次のことがいえよう。罪体に関する重要な証拠がすでに捜査機関によって収集されているのであれば、被疑者に罪証隠滅の

(56) なお、刑訴法60条3項が、「30万円……以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被告人が定まった住居を有しない場合に限り、第1項の規定を準用する」としている——罪証隠滅のおそれ、または逃亡のおそれを理由とする勾留は認められない——のは、法定刑が軽い事案の場合に勾留することは、被疑者にとっては、最終的に言い渡される刑よりも重い処分となるので、勾留の必要性は法定刑との均衡のうえに立って考えなければならないことを示したものであるという理解が示されているが（寺尾・前掲注（27）20頁、野間・前掲注（14）149頁、下村・前掲注（12）58頁、安藤・前掲注（8）16頁など）、住居不定であれば勾留されるのであるから——以上のような理解に立つのであれば、住居不定の場合も勾留は許されないことになろう——、60条3項は、むしろ、そこに規定される罪の場合は、他の軽微事案と同様、典型的に罪証隠滅・逃亡の可能性が低いという観点から罪証隠滅・逃亡のおそれを勾留の要件とする必要がないとしたものであると理解する方が妥当であると思われる。中川孝博「勾留の相当性・序説」『福井厚先生古稀祝賀論文集——改革期の刑事法理論』（法律文化社、2013年）56頁参照。

(57) なお、軽微事案の場合、起訴価値がそもそもないと判断される場合もある。起訴価値がない場合は、起訴猶予になることが予想され、そうであるとすれば、公判審理が行われる可能性が低いので、勾留によって保護されるべき「公益的な利益」が存在しうるか疑わしいといえよう。この点で、実務においては、実際に、事件の起訴価値の有無が、勾留の必要性の判断において十分考慮されているとされている。石丸ほか・前掲注（44）331頁〔川上〕。

(58) 武林・前掲注（14）120頁、安藤・前掲注（8）15頁以下参照。

意図が認められたとしても、罪証隠滅の客観的可能性・実効性が認められにくく、実際に隠滅行為をしたとしても、捜査や公判審理が紛糾する可能性は低いといえよう⁽⁵⁹⁾。また、起訴可能なだけの証拠がすでに収集されているのであれば、被疑者を勾留しなくても「公益的な利益」が害される可能性が低いので、その時点で被疑者を起訴すべきであって、そのような場合は勾留の必要性は認められないことになろう⁽⁶⁰⁾⁽⁶¹⁾。

最後に、④の被疑者の供述態度は、罪証隠滅のおそれを検討する際の考慮すべき事情の1つとなりうる⁽⁶²⁾。すなわち、被疑者が当初から一貫して自白をし、反省悔悟した態度を示しているときは、罪証隠滅の意図が認められにくい——自白や反省悔悟といった事情が罪証隠滅の主観的可能性を低める要素となるので——が⁽⁶³⁾、他方で犯行を否認しているときは、前者の場合と比べて、被疑者が不利な状況におかれる——罪証隠滅の主観的可能性を低める要素が自白している場合よりも少なくなるので——こともあるであろう⁽⁶⁴⁾。そして、被疑者が黙秘している場合にも同様のことがいえる。この場合も、自白している場合と比べて、黙秘している場合は、被疑者にとって有利な事情——罪証隠滅の主観的可能性を低める要素——が見出しにくくなり、これにより自白している場合よりも被疑者が不利な状況におかれることもあるであろう⁽⁶⁵⁾⁽⁶⁶⁾。

したがって、被疑者が否認・黙秘している場合は、自白している場合より

(59) この点で、裁判例として次のようなものがある。福岡地飯塚支決昭和33年8月22日第一審刑事裁判例集1巻8号129頁は、罪証隠滅のおそれはあるとしながらも、証拠の押収および参考人の取調べが終了している状況の下では、「地方公務員法違反被疑事件の大掛かりな捜査は一応完了の段階に達し原裁判時と事情を異にするものと思料されるので現段階においては、被疑者等につきその勾留を必要とするだけの罪証隠滅の虞ありと疑うに足る相当な理由があるとは認めがたい」とした。

次いで、福岡地飯塚支決昭和39年2月12日下刑集6巻1号146頁は、「既に事件発生以来50日余を経過し多数の参考人の取調べも終了し、大綱的には捜査を遂げていることが認められるので、現段階においては被疑者等につきその勾留を必要とするだけの罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があるものとはたやすく認めることができない」とした。

上記いずれの決定の事案も、捜査の進展状況——証拠の収集や参考人等の取調べの終了——からして、罪証隠滅の客観的可能性・実効性が低いと判断される場合といえるであろう。

(60) 野間・前掲注(14)150頁、武林・前掲注(14)121頁参照。

も、罪証隠滅の主観的可能性を低める事情が少なくなりうるという点で、相対的に「公益的な利益」が害される可能性が高いといえるであろう。

(3) 逃亡の「おそれ」に関する事情と「おそれ」の程度

先に述べたように、逃亡とは、被疑者・被告人が刑事訴追や刑の執行を免れる目的で捜査機関または裁判所に対して所在不明になることをいうが、逃亡の

(61) この点で、近時の裁判例として次のようなものがある。高知地法平成24年4月28日 LEX/DB254455134は、業務上過失致死被疑事件において、本件の証拠構造および被疑者の態度に加えて、被疑者の下で働く者が、取調べに非協力的な態度を示していることなどからすれば、被疑者が関係者に働きかけるなどして、罪体および重要な情状事実について罪証を隠滅するおそれがあるとしながらも、「本件では、既に犯行時や犯行前後の状況に関する作業員やその他の関係者らの供述調書が作成されており、……勾留後に予定されている捜査は、第一次的には被疑者の取調べであり、その結果に応じて関係者の取調べ等が必要になるというのである」、「このような検察官の主張を前提とすると、被疑者が黙秘権を行使すれば、勾留後に更なる捜査が必要となるわけではなく、検察官としてはそれまでの捜査を前提に被疑者を起訴するか否かを決しなければならぬのであって、結局のところ本件において被疑者の勾留を認めることは、被疑者の不出頭という事態を解消するため、ひいては被疑者の取調べのために身柄を拘束することにほかならない」として、被疑者に罪証隠滅のおそれが認められること、本件では被害者が死亡し、軽微な事案ではないことなどを考慮しても、本件においては勾留の必要性があるとは認められなかった。

上記決定の事案は、関係者の供述調書がすでに作成されており、また被疑者等の捜査に対する非協力的な態度からすると、これ以上被疑者等の取調べを行ってもその実効性がないと判断されるものであった。したがって、取調べ以外の捜査がすでに終了しており、そして被疑者が黙秘権を行使するような状況のもとでは、検察官としては勾留請求せずに起訴・被起訴の決定をすべきであったといえよう。

上記決定の評釈として、笹倉香奈「判批」法学セミナー698号136頁がある。

- (62) 安藤・前掲注(8)16頁。
- (63) 安藤・前掲注(8)15頁は、「被疑者の自白は事案の解明や捜査の進行に資することが多く、それが罪体や重要な情状事実についての罪証隠滅の余地を小さくするという意味で、罪証隠滅のおそれを客観的に減少させる方向に働く事情」にもなるとしている。
- (64) 吉丸眞「刑訴法60条第1項第2号の『罪証隠滅のおそれ』」司法研究所報28号(1962年)61頁。石丸ほか・前掲注(44)331頁〔川上〕も参照。
- (65) 秋田志保「黙秘権の行使と勾留の理由、必要性」高麗＝芹澤編・前掲注(14)122頁。
- (66) もっとも、被疑者が黙秘しているという事情から被疑者にとって不利な事情である勾留の理由を推認することは、黙秘権保障(憲法38条1項)の趣旨——黙秘権を行使したことを理由に法律上の不利益を科してはならない——に反することとなろう。吉丸・前掲注(64)61頁、秋田・前掲注(65)122頁。

可能性が高い場合は、特に②公判審理の確実な実現および③刑の執行の実現という、「公益的な利益」がそれぞれ害される可能性が高くなる——これら2つは将来被告人となりうる被疑者の所在が把握できていなければ実現できない——が、逃亡の可能性が低い場合は、その逆である。

それでは、逃亡のおそれの有無の判断方法についてみてみよう。逃亡のおそれも、罪証隠滅のおそれと同様に、逃亡の主観的可能性および客観的可能性をもとに総合的に判断される⁽⁶⁷⁾。そして、それらの可能性の判断は、被疑者等の生活の安定性——年齢、身上・家族関係、居住・就労状況および身柄引受人の有無などによって判断される——、予想される刑の重さ——事案・罪責の重さ、前科前歴および余罪の有無などをもとに判断される——および供述態度——自白をしているか、それとも否認や黙秘をしているか——などを検討することによって行われることになる⁽⁶⁸⁾。そして、逃亡のおそれがあると判断された場合におけるそのおそれの程度も以上のような事情をもとに判断されるのである⁽⁶⁹⁾。

すなわち、重大な事案であって重い刑が予想されるような場合——前科前歴がある場合、余罪がある場合なども刑が重くなることが予想されよう——は、処罰を免れようとして逃亡する意思——逃亡の主観的可能性——が認められやすい⁽⁷⁰⁾。そうであるとすれば、「公益的な利益」が害される可能性が高いといえる。他方、軽微な事案であれば、逃亡により処罰を免れるという利益に比して、被疑者の生活が安定しているのであれば、それを捨てることによる不利益の方が大きいといえるので⁽⁷¹⁾、このような場合は被疑者の逃亡の意図が認められにくく、したがって「公益的な利益」が害される可能性は低いといえよう。

次に、逃亡の客観的可能性については、次のことがいえよう。逃亡を手助け

(67) 秋田・前掲注(65) 123頁。

(68) 秋田・前掲注(65) 123頁。野間・前掲注(14) 150頁も参照。

(69) 野間・前掲注(14) 150頁。

(70) 小林・前掲注(26) 115頁、新関ほか編・前掲注(12) 256頁〔神垣〕参照。

(71) 武林・前掲注(14) 121頁。

できるような者との交流があれば、逃亡の客観的可能性が認められやすいであろう——したがって、「公益的な利益」が害される可能性が高い——が、他方で、そのような交流がないような場合、または逃亡を阻止する確実な身柄引受人がいる場合は逃亡の客観的可能性が低い——したがって、「公益的な利益」が害される可能性も低い——といえよう⁽⁷²⁾。

さらに、被疑者の供述態度も、罪証隠滅のおそれを検討するときと同様、逃亡のおそれを検討する際にも考慮すべき事情の1つとなりうる。すなわち、被疑者が自白している場合は、処罰を免れる意思がないといえるので、逃亡の意思もないといえようが、被疑者が否認・黙秘している場合は罪証隠滅のおそれの判断と同様、逃亡の意思を否定する要素が自白している場合と比べて少なくなるので、自白している場合と比べて被疑者が不利な状況におかれることもある⁽⁷³⁾。

したがって、被疑者が否認・黙秘している場合は、自白している場合よりも逃亡の主観的可能性を低める要素が少なくなりうるという点で、相対的に「公益的な利益」が害される可能性が高いといえるであろう。

以上、勾留の理由の程度と勾留の必要性との関係をみたが、これを踏まえて、次に最近相次いで示された——勾留の必要性を否定した——最高裁の2つの決定についてみてみよう。

四 最高裁平成26年決定⁽⁷⁴⁾ および平成27年決定⁽⁷⁵⁾

1 平成26年決定

(1) 事案の概要

本件被疑事実の要旨は、会社員である被疑者が、「平成26年11月5日午前8時12分頃から午前8時16分頃までの間、京都市営地下鉄烏丸線の五条駅から烏丸御池駅の間を走行中の車両内で、当時13歳の女子中学生に対し、右手で右太腿付近及び股間をスカートの上から触った」という京都府迷惑防止条例違反事

(72) 武林・前掲注(14) 121頁参照。

(73) 秋田・前掲注(65) 123頁参照。

件である。

被疑者は、上記被疑事実により逮捕され、検察官が勾留請求したが、京都地裁裁判官は平成26年11月7日、勾留の必要性がないとして勾留請求を却下した。これに対し、検察官が準抗告し、準抗告審決定は、「被疑者と被害少女の供述が真っ向から対立しており、被害少女の被害状況についての供述内容が極めて重要であること、被害少女に対する現実的な働きかけの可能性もあることからすると、被疑者が被害少女に働きかけるなどして、罪体について罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があると認められる」、「そうすると、被疑者の身上関係や生活状況等に照らし、逃亡のおそれがあるとまではいえないことに加えて、定職があることなどを考慮してもなお、勾留の必要性は認めざるを得ない」として、勾留状を発したところ、これに対して、被疑者側が特別抗告した。

(2) 決定要旨

最高裁第一小法廷は、本件抗告の趣意は、事実誤認および単なる法令違反の主張であって、刑訴法433条の抗告理由にはあたらないとしながら、以下のように述べたうえで、勾留を認めた原決定には、刑訴法60条1項、426条の解釈・適用を誤った違法があり、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するとして、刑訴法411条1号を準用して原決定を取り消し、原々審の判断に誤りはないとして、検察官の準抗告を棄却した。

「被疑者は、前科前歴がない会社員であり、原決定によっても逃亡のおそれ

(74) 最決平成26年11月17日裁判集刑事315号183頁。この決定の評釈として、高倉新喜「判批」法学セミナー721号(2015年)116頁、前田雅英「判批」捜査研究769号(2015年)66頁、水谷規男「判批」新・判例解説 Watch17号(2015年)217頁、福島至「判批」法律時報88巻1号(2016年)119頁、松倉治代「判批」判例セレクト2015〔Ⅱ〕〔法学教室426号別冊付録〕(2016年)39頁、飯田喜信「判批」重要判例解説平成27年度(ジュリスト臨時増刊1492号)(2016年)169頁がある。

(75) 最決平成27年10月22日裁判所時報1638号2頁。この決定の評釈として、石田倫識「判批」法学セミナー734号(2016年)114頁、飯田・前掲注(74)169頁、松田正照「判批」刑事法ジャーナル48号(2016年)121頁がある。

が否定されていることなどに照らせば、本件において勾留の必要性の判断を左右する要素は、罪証隠滅の現実的可能性の程度と考えられ、原々審が、勾留の理由があることを前提に勾留の必要性を否定したのは、この可能性が低いと判断したものと考えられる。本件事案の性質に加え、本件が京都市内の中心部を走る朝の通勤通学時間帯の地下鉄車両内で発生したもので、被疑者が被害少女に接触する可能性が高いことを示すような具体的な事情がうかがわれないことからすると、原々審の上記判断が不合理であるとはいえないところ、原決定の説示をみても、被害少女に対する現実的な働きかけの可能性もあるというのみで、その可能性の程度について原々審と異なる判断をした理由が何ら示されていない」。

2 平成27年決定

(1) 事案の概要

本件被疑事実の要旨は、大阪家庭裁判所審判官により A の成年後見人に選任され、同人名義の預金通帳等を保管し、同人の財産を管理する業務に従事していた被疑者が、「大阪府東大阪市内の郵便局に開設された同人名義の通常郵便貯金口座の貯金を同人のため預かり保管中、平成20年11月21日、同府八尾市内の郵便局において、同口座から現金300万円を払い戻し、同日、同府東大阪市において、これを B に対し、ほしいままに貸付横領した」というものである。

大阪地裁裁判官は、勾留の必要性がないとして勾留請求を却下したところ、検察官が準抗告した。原審は、「(1) 本件事案の性質及び内容、取り分け、被害者が成年被後見人であって現在死亡していることや被害額、被疑者の供述内容等に照らすと、被疑者が、本件の罪体等に関し、関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由が認められ、また、これらの事情に加え、被疑者の身上関係等を併せ考慮すると、被疑者が逃亡すると疑うに足りる相当な理由も認められる、(2) 家庭裁判所からの告発が平成23年になされ、捜査が相当遅延しているものの、現時点においては、本件の公訴時効の完

成が迫っており、起訴不起訴を決する最終段階に至っていることからすると、勾留の必要性がないとまではいえない旨説示し、原々審の裁判を取消した」ところ、被疑者側が特別抗告した。

（２）決定要旨

最高裁第二小法廷は、本件抗告趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法433条の抗告理由にはあたらないとしながら、以下のように述べて、原決定には、刑訴法60条1項の解釈・適用を誤った違法があり、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するとして、刑訴法411条1号を準用して、原決定を取り消して検察官による準抗告を棄却した。

「本件において、原々審が、勾留の理由があることを前提に勾留の必要性を否定したのは、罪証隠滅・逃亡の現実的可能性の程度が高いとはいえないと判断し、また、犯行が行われたとされている時点あるいは告発時からかなりの年月が経過しており、被疑者は警察からの任意の出頭要請には応じて一定程度の事実関係は認めるという態度をとっているなどの事情があること、さらに、原決定の前記（２）の説示に係る事情は勾留の必要性を大きく高める事情とはいえないこと等を考慮したものと考えられる。本件は、被害額300万円の業務上横領という相応の犯情の重さを有する事案ではあるものの、平成20年11月に起きた事件であり、平成23年6月に大阪家庭裁判所から大阪府警察本部に告発がされ、長期間にわたり身柄拘束のないまま捜査が続けられていること、本件前の相当額の余罪部分につき公訴時効の完成が迫っていたにもかかわらず、被疑者は警察からの任意の出頭要請に応じるなどしていたこと、被疑者の身上関係等からすると、本件が罪証隠滅・逃亡の現実的可能性の程度が高い事案であるとは認められない。原決定は、捜査の遅延により本件の公訴時効の完成が迫ったことなどを理由に、勾留の必要性がないとまではいえない旨説示した上、原々審の裁判を取り消したが、この説示を踏まえても、勾留の必要性を認めなかった原々審の判断が不合理であるとしてこれを覆すに足りる理由があるとは

いえず、原決定の結論を是認することはできない」。

3 最高裁決定の検討

以上2つの最高裁決定は、各事案における勾留の必要性について具体的に踏み込んだ判断をしていると思われるが、以下において検討してみよう。

(1) 平成26年決定の検討

本件では、原審においても、逃亡のおそれについては否定されていることから⁽⁷⁶⁾、最高裁は、勾留の必要性の判断において、罪証隠滅の「現実的可能性の程度」のみを問題にしている。この点で、原審は、罪証隠滅のおそれの程度については、被疑者と被害者の供述が真っ向から対立していること、および被害者の被害状況についての供述内容が極めて重要であることをそれぞれ理由にして、被害者に対する「現実的な働きかけの可能性」がある、すなわち、罪体についての罪証を隠滅する——供述変更を迫るなど被害者に対して不正な働きかけをする——と疑うに足りる相当な理由があったとした。

以上の原審の判断に対して、最高裁は、「本件が京都市内の中心部を走る朝の通勤通学時間帯の地下鉄車両内で発生したもので、被疑者が被害少女に接触する可能性が高いことを示すような具体的な事情がうかがわれない」として、原々審の判断が不合理であるとはいえないとしている。

このように、最高裁は、勾留の必要性の判断のなかで罪証隠滅のおそれの程度が問題となる場合において、必要性が認められるには、罪証隠滅の可能性が高いことを示す「具体的な事情」があることが必要となるとしていると考えられる。本件事案では、被疑者と被害者の供述内容が対立しているということからすると、被疑者は犯行を否認していると考えられるが⁽⁷⁷⁾、先に述べたよう

(76) 本件の被疑事実は、迷惑防止条例違反であって法定刑が軽い——6月以下の懲役または50万円以下の罰金——事案であること（京都府迷惑防止条例3条1項、10条1項）、および被疑者には定職があることからすると、被疑者において逃亡の意思があるとはいえず、したがって逃亡のおそれを否定した原々審および原審の判断は妥当であろう。

に、犯行の否認は罪証隠滅の意図——主観的可能性——を判断する際の事情——被疑者にとって不利に働く——の1つに過ぎないのであって、これにより、仮に罪証隠滅の意図が認められるとしても、罪証隠滅のおそれがあるとするにはその客観的可能性も認められなければならないのである。この点で、原審は、「被害者が被害少女に対する現実的な働きかけの可能性」があるとしか説示していないが、これでは、どのような事情から「現実的な働きかけの可能性」が認められるのかが明らかでない。

被疑者と被害者がたまたま同じ電車で居合わせたという本件事案のもとでは、罪証隠滅の客観的可能性が極めて低いので、被疑者が否認していること、および被害者供述の重要性を踏まえても、これらにより、罪証隠滅の「現実的可能性」の高さは裏付けられないであろう⁽⁷⁸⁾。

以上のことから、最高裁は、罪証隠滅の客観的可能性の低さに着目して、勾留の必要性を否定した原々審の判断には不合理な点はないとして、それを支持したのだと考えられる⁽⁷⁹⁾。

(77) この点で、安藤・前掲注(8)16頁は、「被疑者と被害者や共犯者等の供述が、ぴたりと一致しないこともいくらかでもあるし、それ自体不自然なことないはずで、被疑者が、専ら被害者の供述に基づいて構成された被疑事実の一部を否認したといっても、それをもって直ちに罪証隠滅のおそれを裏付ける事情と即断すべきではない」としている。

(78) 福島・前掲注(74)121頁参照。この点で、安藤・前掲注(8)15頁以下は、「電車内の痴漢の事案(迷惑防止条例違反)では、被疑者が行為や犯意を否認することはままあるが、被疑者が被害者をつけ狙っていてその生活圏を把握しているなどの特殊事情がうかがわれなければ、被害者に対する働きかけの客観的可能性は低い」としている。増尾・前掲注(53)110頁も参照。本件においては、そのような「特殊事情」はみられないといえよう。匿名コメント・判例時報2245号126頁。

(79) なお、本決定は、「原決定の説示をみても、被害少女に対する現実的な働きかけの可能性もあるというのみで、その可能性の程度について原々審と異なる判断をした理由が何ら示されていない」と述べている点で、準抗告審の判断方法の誤りを指摘しているといえよう。匿名コメント・前掲注(78)126頁。すなわち、準抗告審は基本的には事後審とされているところ、準抗告審裁判所が、原審と異なる判断を示すには、異なった理由を積極的に示さなければならないということが示唆されていると思われる。水谷・前掲注(74)220頁。

(2) 平成27年決定の検討

平成27年決定の事案では、被疑事実が業務上横領——Aの成年後見人であった被疑者がAの預金口座から現金300万円を払い戻し、それを横領した——であり、平成26年決定の事案の被疑事実と比して犯情は重大といえる。また、本件の事案では、平成26年決定のそれとは異なり、勾留の必要性の判断において、罪証隠滅のおそれの程度だけでなく逃亡のおそれのそれも問題となっている。

しかしながら、最高裁は、本決定において、犯情の重さを指摘しながらも、罪証隠滅・逃亡の「現実的可能性の程度」は高いとはいえないとして、平成26年決定同様、勾留の必要性を否定した原々審の判断を支持した。このように、最高裁は、本決定においても、勾留の必要性判断に際し、罪証隠滅・逃亡の「現実的可能性の程度」を問題にしており、平成26年決定と同様の判断方法によっているといえよう。

ところで、本決定において、原々審が勾留の必要性を否定した理由として、①罪証隠滅・逃亡の現実的可能性が高いとはいえないこと、②被疑者が捜査に協力する——任意出頭の要請に応じるなど——姿勢を示し、事実関係を一部認めていることが示されている。以上の②の事情は①の罪証隠滅・逃亡の可能性が高くないことを裏付けるものとしてとらえることができよう。

これに対して、原審は、①事案の性質・内容——被害者が成年被後見人であって現在死亡していること、および被害額および被疑者の供述内容など——から、被疑者が本件の罪体等に関して、関係者に働きかけるなどして罪証隠滅行為をするおそれがあること、そして上記のこととあわせて被疑者の身上関係を考慮すると逃亡のおそれもあるとし、そして、これらの事情とあわせて②捜査が遅延しており、公訴時効の完成が迫っていて起訴・不起訴を決する最終段階にいたっていることをも理由に「勾留の必要性がないとまではいえない」とした。

以上の原審の判断に対し、最高裁は、先に述べたように、犯情の重さを指摘しながらも、勾留の必要性を認める根拠として原審が挙げた以上の事情は原々審の判断を不合理なものとする理由とはならないとした。

まず、すでに述べたとおり、事案が重大であれば、罪証隠滅・逃亡の意思が

あると判断されやすいが、本件ではそのような判断を覆す事情があるといえよう。すなわち、最高裁は、「罪証隠滅・逃亡の現実的可能性の程度」が高いとはいえないとする根拠として、余罪につき、「公訴時効の完成が迫っていたにもかかわらず、被疑者は警察からの任意の出頭要請に応じるなどしていた」ことを挙げているが、このことは、被疑者は公訴時効の完成という利益を間近に得られるにもかかわらず、逃亡せずにいたことを意味する。したがって、このような事情から被疑者において逃亡の主観的可能性が低いことが導かれることになる。そして、原々審が判示するように、被疑者が事実関係の一部を認める供述をしているのであれば、このような被疑者の態度も、罪証隠滅・逃亡の主観的可能性を低める要素となりうるであろう。

このように、本件事案は、罪証隠滅・逃亡の可能性の高さを裏付ける「具体的な事情」が乏しいのに対し、そのような可能性の低さを裏付ける事情はいくつか存在しているのである。

なお、原審は、公訴時効の完成が切迫していることを勾留の必要性を認める理由として挙げているが、むしろ、上でみたように、それは被疑者の逃亡の可能性を否定する要素となりうるものであり⁽⁸⁰⁾、原々審の判断を不合理なものとする理由とはならないであろう。

以上のことから、最高裁は、勾留の必要性を否定した原々審の判断を支持したのだと思われる。

(3) 両決定の意義と身柄拘束回避の必要性

上でみた最高裁の平成26年決定および平成27年決定は、ともに罪証隠滅・逃亡の「現実的可能性の程度」が高いとはいえないとして、勾留の必要性を否定した原々審の判断を支持したが、両決定の事案をみると、罪証隠滅または逃亡のおそれを推認させる事情——犯行の否認や被疑事実の重大性——がそれぞれあったものの、そのような推認を覆す事情——罪証隠滅・逃亡の主観的・客観

(80) 石田・前掲注(75)114頁参照。

的可能性の低さを示す事情——もそれぞれあった。

先に述べたように、勾留の理由の有無の判断が困難であることから、勾留の必要性の判断のなかで勾留の理由の程度を考慮することが実務ではしばしば行われているとされるが、最高裁による2つの決定において、罪証隠滅ないし逃亡の「現実的可能性」——およびそれを裏付ける「具体的な事情」——という文言が示されていることからすると、勾留の必要性判断において罪証隠滅・逃亡のおそれの程度が問題となる場合、勾留の必要性があるとするには、それらのおそれが「具体的な事情」に裏付けられた「現実的可能性」となっていることが必要となる⁽⁸¹⁾⁽⁸²⁾。したがって、両決定により、勾留の請求を受けた裁判官は、勾留の必要性を裏付ける事情（被疑者の犯行否認や被疑事実の重大さなど）が認められるとしても、勾留の必要性を低める事情——勾留の必要性阻却事由——の有無を十分に検討して、逃亡・罪証隠滅のおそれの程度を慎重に吟味しなければならなくなるであろう⁽⁸³⁾。

(81) 葛野尋之「被疑者・被告人の否認・黙秘と罪証隠滅の可能性——否認・黙秘からの推認の合理性と許容性」自由と正義（2015年）56頁以下参照。

(82) なお、石田・前掲注(75)114頁は、本決定に対して、「『罪証隠滅・逃亡の現実的可能性の程度が高い事案であるとは認められない』のであれば、……勾留の必要性ではなく……『勾留の理由』を否定すべきでないか」としている——平成26年決定に対しても同様の指摘がある（高倉・前掲注(74)116頁、福島・前掲注(74)121頁、松倉・前掲注(74)39頁）——が、本決定が本件事案を勾留の必要性の問題として扱ったのは、原審と原々審の判断の対立点が勾留の必要性の有無であったからであろう。

(83) そうであるとするれば、検察官においても勾留請求において従前よりも慎重な判断が要求されることになると思われる。なお、刑訴規則148条は、検察官に対して、勾留請求の際に勾留の必要性に関する資料を提供することを義務付けてはいないが、勾留の必要性の判断において、勾留の理由に関する資料だけでは、罪証隠滅・逃亡の「現実的可能性」の高さが裏付けられない場合は、その高さを示す資料も提供しなければならないことになるのではないだろうか。

この点で、寺尾・前掲注(27)16頁は、「被疑者の勾留を請求する以上、犯罪の相当な嫌疑についてばかりでなく、可能な限り勾留の必要性の判断に関する資料をも提供すべきである」とし、また多田・前掲注(37)156頁は、軽微事案の場合は、勾留の必要性がないことが事実上推定され、特に勾留しなければならない必要性を検察官が積極的に疎明する必要があるとしている。

いずれにしても、今後は、本稿でみた2つの最高裁決定により、前掲注(24)で示したような、裁判官による勾留の必要性判断の余地を限定的にとらえる見解は維持できないように思われる。

そして、両決定において、最高裁が、以上のような慎重な吟味を要求していることに、身柄拘束回避の必要性に対する最高裁の認識が表れているといえる。すなわち、勾留の必要性の程度を低める事情の有無を十分に検討することを要求している点において、可能な限り被疑者の勾留を回避すべきであるとの認識が窺えるのである。

結びに代えて

すでに述べたが、被疑者勾留の目的として、①捜査・公判の紛糾防止、②公判廷への出頭確保、および③刑の執行確保がそれぞれ挙げられる。そして、勾留の必要性が認められるには、これらの勾留の目的から導き出される「公益的な利益」——①捜査・公判審理の円滑化、②公判審理の確実な実現および③刑の執行の実現——が、被疑者を身柄不拘束の状態においた場合に害される可能性があることが必要となるが、被疑者について罪証隠滅・逃亡の「現実的可能性」が低ければ、以上の「公益的な利益」が損なわれる可能性も低いのに対し、先に示したように、勾留された場合、被疑者側には種々の不利益が生じ、それは重大なものとなりうるのである。

この点で、はじめに紹介した、保釈の運用改善を提言した松本判事は、「否認事件であっても、予想される罪証隠滅行為の態様を考え、被告人がそのような行為に出る現実的具体的可能性があるか、そのような罪証隠滅行為に出たとして実効性があるのかどうかを、具体的に検討すべきであ」って、「同じ否認事件でも、罪証隠滅の主観的可能性の程度（罪証隠滅の意図を抱きやすいか）、客観的可能性の程度（罪証隠滅行為の容易な事件であるかどうか）には、具体的な事件によってそれぞれ差があるから、それぞれ具体的、実質的に検討すべきである」⁽⁸⁴⁾としており、以上のような松本判事の指摘は、本稿でみた2つの最高裁決定が示すように、勾留の必要性判断の文脈においても活かされているとみることができよう。

(84) 松本・前掲注(1)149頁以下。

そして、はじめに述べたように、連日的開廷が要求される裁判員裁判のもとで、弁護人と被告人とが十分な意思疎通をすることができるようにするためには、可能な限り身柄拘束を回避することが必要となり、そして身柄拘束の「入り口」にあたる被疑者の勾留の可否についても厳格な判断が要求されることになる。この点で、被告人の身柄拘束については、近時、最高裁は、従来よりも

(85) 篠原・後掲注(86) 270頁。

(86) 最高裁は、保釈の許否が争われた2件の特別抗告審において、被告人の保釈を認めた。まず、最決平成26年11月18日刑集68巻9号1020頁は、受訴裁判所が刑訴法90条により被告人に対して保釈(裁量保釈)を許可する決定をしたところ、抗告審裁判所(原審)が罪証隠滅のおそれ強いことを理由にそれを取り消したことに對して、「抗告審としては、受訴裁判所の判断が委ねられた裁量の範囲を逸脱していないかどうか、すなわち、不合理でないかどうかを審査すべきであり、受訴裁判所の判断を覆す場合には、その判断が不合理であることを具体的に示す必要がある」としたうえで、「原決定は、これまでの公判審理の経過及び罪証隠滅のおそれの程度を勘案してなされたとみられる原々審の判断が不合理であることを具体的に示していない」とした。そして、最決平成27年4月15日判例タイムズ1414号152頁は、「原々審は、既に検察官立証の中核となる被害者の証人尋問が終了していることに加え、受訴裁判所として、当該証人尋問を含む審理を現に担当した結果を踏まえて、被告人による罪証隠滅行為の可能性、実効性の程度を具体的に考慮した上で、現時点では、……被告人による罪証隠滅のおそれはそれほど高度のものとはいえないと判断した」のであり、「それに加えて、被告人を保釈する必要性や、被告人に前科がないこと、逃亡のおそれが高いとはいえないことなども勘案し、……裁量保釈を許可した原々審の判断は不合理なものとはいえず、原決定は、原々審の判断が不合理であることを具体的に示していない」とした。

以上の保釈に関する最高裁決定の紹介として、最決平成26年11月18日刑集68巻9号1020頁については、笹倉香奈「判批」法学セミナー722号(2015年)128頁、法律時報87巻(2015年)10号127頁、山田峻悠「判批」法学新報122巻3=4号(2015年)385頁、後藤昭「判批」重要判例解説平成27年度(ジュリスト臨時増刊1492号)(2016年)171頁を、最決平成27年4月15日判例タイムズ1414号152頁については、中島宏「判批」法学セミナー726号(2015年)130頁、岩下雅充「判批」刑事法ジャーナル47号(2016年)86頁、後藤・前掲171頁をそれぞれ参照。

以上の最高裁決定のほか、近時において、裁量保釈の許可を取り消した抗告審の決定が最高裁によって取り消されたものとしては、最決平成26年3月25日裁判集刑事313号319頁がある。この決定の評釈としては、丹治初彦「判批」刑事法ジャーナル43号(2015年)161頁、上田信太郎「判批」判例セレクト2014〔Ⅱ〕〔法学教室414号別冊付録〕(2015年)41頁、篠原亘「判批」法学新報122巻3=4号(2015年)257頁参照。

なお、2016年5月24日に衆議院本会議において、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が可決・成立し、これにより、刑訴法90条に裁量保釈の判断にあたって考慮すべき事情が明記されることとなった。

保釈を広く認める方針をとっていると指摘されているが⁽⁸⁵⁾⁽⁸⁶⁾、本稿でみた被疑者勾留の必要性に関する両最高裁決定は、被疑者の身柄拘束に対しても慎重な姿勢を示しているといえる⁽⁸⁷⁾。

したがって、両決定により、被疑者の身柄拘束の運用が裁判員裁判施行後の刑事裁判の在り方に沿うものとなると思われ、このことから、被疑者・被告人の身柄拘束の運用改善がさらに推し進められることになろう。

なお、身柄拘束を回避する必要性が、起訴後と同様に、起訴前の段階にもあてはまるのであれば、起訴前にも保釈制度を導入することを検討する必要があるように思われるが⁽⁸⁸⁾、起訴前保釈制度の導入については、現行の制度との関係で検討すべき点がいくつかあることがすでに指摘されている⁽⁸⁹⁾。それらの検討については今後の研究課題としたい。

—まつだ まさてる・法学部講師—

(87) 匿名コメント・前掲注(78)126頁参照。

(88) この点で、平野龍一博士は、被疑者勾留の期間について、「10日ないし20日という期間……は短いものではない」とし、勾留された被疑者について「保釈を許さないのは、捜査が混乱手続であり、勾留を被疑者取調べのため、ないし被疑者と外界との遮断のために用いることを暗に認めたもので、供述の強要を禁止した憲法の趣旨にも合致しないといわなければならない」とした。平野・前掲注(19)102頁。近時においても、「起訴前と起訴後とで、逃亡及び罪証隠滅の防止という勾留の目的にかわりはないから、起訴前の勾留について保釈が理論的に認められないとする理由もない」として、立法論として起訴前保釈の導入が示唆されている。川出敏裕「身柄拘束制度の在り方」ジュリスト1370号(2009年)114頁。後藤・前掲注(37)10頁、田中・前掲注(6)135頁も参照。

(89) たとえば、取調べのための出頭に関する手続を定める必要性や起訴前の勾留期間自体の見直しなどである。川出・前掲注(88)115頁、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会第14回会議事録」37頁以下〔井上正仁〕(<http://www.moj.go.jp/content/000105414.pdf>, 2016年6月30日最終閲覧)。